

令和 2 年度 決算 に 係 る

定 期 監 査
決 算 審 査 調 書

令 和 3 年 7 月

生活環境部 暮らしの安心局
暮らしの安心推進課

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
	(3) 決算審査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	決算資料（総括表）	11
7	事業別実施状況調べ	12
8	予備費の充用調べ	14
9	繰越関係調べ	14
	(1) 継続費通次繰越調べ	
	(2) 繰越明許費調べ	
	(3) 事故繰越調べ	
10	収入証紙取扱調べ	14
11	現金の取扱状況	14
	(1) 現金取扱状況	
	(2) つり銭の状況	
12	財産に関する調べ	15
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
	(3) 基金	
	(4) 債権	
13	財産の貸付け及び使用許可調べ	18
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの）	
14	借受不動産明細調べ	18
15	職員駐車場の管理状況調べ	18
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
16	寄附物件の受納状況調べ	18
17	備品の処分状況調べ	18
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	19
	(1) 亡失、損傷の報告状況	
	(2) 物品確認の実施状況	
19	貸付金等状況調べ	19
	(1) 総括表	
	(2) 償還状況	
○	意見、要望等	19
○	事業別実施状況調べ（別紙）	20

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

指 摘 事 項	措 置 て ん 末
<p>【犯罪被害者等支援の充実について】 犯罪被害者等に対する支援については、令和2年3月に鳥取県犯罪のないまちづくり条例が改正され、新たに犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援策等を規定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図ることとされている。 これが単なる理念規定に終わらないよう、公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「センター」という。）との連携やサポートを一層充実させることが必要であると考えられるが、現状では限られた予算や人員体制の中での運営となっている。また、令和元年度に実施された県政参画県民アンケートの結果によると、センターの認知度は27%程度にとどまり、低い水準にあると言わざるを得ない。 ついては、県民の犯罪被害者等に対する理解の促進、万が一被害者の立場になった時に親身にサポートしてくれる支援団体の存在を知ることによる安心感、さらには趣旨理解者からの寄付金増加による財源確保の観点から、センターの認知度を高めるための取組に県も積極的に関与されたい。 また、センターの運営財源がより厳しさを増している中で、犯罪被害者等支援団体の活動の促進をどう担保していくのか検討されたい。</p>	<p>（くらしの安心推進課該当箇所） 犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている。県民の犯罪被害者等に対する理解の促進やセンターの認知度向上の取組は重要と認識しており、センター及び県警察と協働して「鳥取県被害者支援フォーラム」、「被害者支援を考える公開講座」等広報啓発を実施してきた。 また、住民の生活に密着した様々なサービスや、地元の人的なネットワークを有している市町村において、犯罪被害者等支援条例を制定していくことが、犯罪被害者等支援の啓発や機運醸成につながると考え、市町村に対して条例制定を働きかけた結果、令和2年度に6町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、北栄町）で条例が制定され、犯罪被害者等に対する見舞金制度を開始された（県1/2補助）。 引き続き、各市町村に犯罪被害者等支援条例の制定を促すとともにフォーラムや広報等を通じて、犯罪被害者等支援の機運とセンターの認知度を高めていく。</p>

(3) 決算審査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種 別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合 計		備 考
	3.4.1 現 在	2.4.1 現 在	3.4.1 現 在	2.4.1 現 在	3.4.1 現 在	2.4.1 現 在	3.4.1 現 在	2.4.1 現 在	
定 員	9	9	8	6	1	1	18	16	局長(事務)1を含む
現 員	(0) 9	(0) 9	(0) 9	(0) 6	(0) 1	(0) 1	(0) 19	(0) 16	
過不足(△)	0	0	1	0	0	0	1	0	定数外1(技術)
臨時的 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度 任用職員	6	2	0	0	0	0	6	2	くら安4名(事務)、 鳥取・米子交通事故相 談所各1名

4 役付職員の調べ

(令和3年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
局長	遠藤 淳	年 月 3	くらしの安心局長
課長	(兼) 田中 将	3	鳥取交通事故相談所長
参事	(兼) 山根 伸次	3	消費生活センター参事
課長補佐(総括・事務)	加藤 鋭一郎	3	
課長補佐(総括・技術)	乾 玲子	3	
課長補佐	林原 健吉	3	
課長補佐	門脇 紗織	2	
課長補佐	(兼) 木原 弘貴	3	鳥取交通事故相談所次長

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳																	
		国庫支出金	起債	その他	一般財源														
食の安全・安心HACCP（ハサップ）推進事業	12,044	3,057	0	89	8,898														
将来ビジョン	—																		
令和新時代創生戦略	—																		
政策項目	—																		
<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法の改正に伴い、原則として全ての食品等事業者を対象に導入が義務づけられる HACCP による衛生管理について、既存支援策に加え、新規支援策も講じて県内事業者が義務化に対応できるよう HACCP の導入を推進する。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生条例に基づく「鳥取県 HACCP 適合施設の認定制度」により、認定を行った。 ・HACCP に新たにに取り組む事業者を掘り起こすため、4名の HACCP 推進専門員により、事業者への個別訪問及び HACCP 導入指導を実施した。 ・HACCP 導入を検討している事業者の中には、施設改修や設備導入を必要とする者もいることから、HACCP 推進事業補助金により支援した。 ・新聞広告の実施により HACCP 導入の必要性を広報した。また、HACCP を導入するための研修会を、業種及び業態ごとに開催し、県内事業者の HACCP 導入を支援した。 <p>イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県 HACCP 適合施設の認定取得を目的として開催してきた研修会を「HACCPに基づく衛生管理」の導入に取り組む事業者を対象とした研修会として開催するとともに、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む事業者を対象とした業種別の研修会を厚生労働省が公表した手引書を用いて令和元年度より回数を増やし、開催した。 ・食品衛生推進員が HACCP 導入事業者に対する巡回指導を実施した。 <p>ウ 成果及び効果</p> <p>(ア) 鳥取県 HACCP 適合施設の認定状況</p> <p>令和2年度認定事業者数：8事業者8業種（令和元年度：24事業者32業種）</p> <p>(イ) 鳥取県 HACCP 推進専門員による巡回指導</p> <p>巡回指導施設数：89施設</p> <p>(ウ) 補助金交付</p> <p>令和2年度補助金活用事業者数：3事業者 令和2年補助金総交付額：2,450千円</p> <p>(エ) 研修会の開催</p> <p>「HACCPに基づく衛生管理」導入研修会実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催</th> <th>開催場所</th> <th>参加人数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>倉吉市</td> <td>42人</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP の 7 原則 12 手順の講義 ・ HACCP プランの作成演習 </td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>米子市</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>鳥取市</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>						開催	開催場所	参加人数	内容	第1回	倉吉市	42人	<ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP の 7 原則 12 手順の講義 ・ HACCP プランの作成演習 	第2回	米子市	18人	第3回	鳥取市	14人
開催	開催場所	参加人数	内容																
第1回	倉吉市	42人	<ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP の 7 原則 12 手順の講義 ・ HACCP プランの作成演習 																
第2回	米子市	18人																	
第3回	鳥取市	14人																	

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」導入研修会実績

	開催	開催場所	参加人数	内容
飲食店営業対象	第1回、2回	境港市	47人	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPの基礎の講義 ・衛生管理計画の作成及び運用 演習
	第3回、4回	米子市	84人	
	第5回、6回	倉吉市	91人	
	第7回、8回	米子市	50人	
	第9回、10回	倉吉市	80人	
	第11回、12回	米子市	57人	
	第13回、14回	米子市	31人	
	第15回、16回	倉吉市	56人	
	第17回、18回	倉吉市	41人	
	第19回、20回	米子市	27人	
	第21回、22回	倉吉市	40人	
	第23回、24回	米子市	56人	
	第25回、26回	米子市	35人	
	第27回、28回	米子市	33人	
	第29回、30回	倉吉市	38人	
	第31回、32回	米子市	33人	
第33回、34回	米子市	60人		
第35回、36回	倉吉市	42人		
菓子製造業対象	第1回、2回	米子市	30人	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPの基礎の講義 ・衛生管理計画の作成及び運用 演習
	第3回	倉吉市	12人	
	第4回	米子市	28人	
	第5回	倉吉市	25人	
	第6回	米子市	30人	
	第7回	倉吉市	15人	
食肉・魚介類販売業 食肉処理業対象	第1回、2回	米子市	42人	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPの基礎の講義 ・衛生管理計画の作成及び運用 演習
	第3回	倉吉市	19人	
	第4回	米子市	16人	
	第5回、6回	倉吉市	44人	
	第7回	米子市	25人	
	第8回	米子市	6人	
	第9回	倉吉市	2人	

※ 開催は同一日及び同一会場ごとの開催回数

食品事業者を対象としたHACCP研修会

対象業種	開催	開催場所	参加人数	内容
乳類販売業	第1回、2回	境港市	9人	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPの基礎の講義 ・衛生管理計画の作成 ・記録作成に係る問題演習
喫茶店営業	第3回		4人	
食品の冷凍又は冷蔵業	第4回、5回		27人	
アイスクリーム類製造業	第6回		2人	

エ 課題

経過措置が終了し、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務化となる。HACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に行き届くよう、引き続き導入研修会等の実施や鳥取市保健所との連携を深めながら県内事業者のHACCP導入を強力に支援していく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳																			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源																
交通安全対策推進事業	6,495				6,495																
支え愛交通安全総合対策事業	3,664				3,664																
将来ビジョン	—																				
令和新时代創生戦略	—																				
政策項目	—																				
<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 交通事故のない地域社会を実現するため、各種交通安全対策を推進し、また、鳥取県交通対策協議会に助成し、県民に対する交通安全啓発活動を実施して、交通事故の防止を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>① 各種交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢運転者の交通事故防止とあおり運転抑止のため、安全運転装置等（ドライブレコーダー）を割り引いた額で販売・取付けを行う補助事業者に対し、経費の一部を補助する「鳥取県安全運転装置等普及促進事業」を実施した。（補助金の額：ドライブレコーダー1台あたり3千円（上限）） ○ 中・高校生による日常的な自転車利用時におけるヘルメット着用を促進するため、中学生のヘルメット購入補助事業を実施する市町村（市町村（学校組合）教育委員会を含む）を支援する中・高校生自転車乗車用ヘルメット購入補助事業を推進した。（補助率：市町村等負担額の1/2、1人当たりの上限1,500円） <p>② 鳥取県交通対策協議会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村、関係機関・団体と連携し、春・夏・秋・年末の年4回の交通安全運動、期間を定めた交通安全啓発運動を実施した。 ○ 交通死亡事故多発警報を2回（全県警報1回、西部ブロック警報1回）発令し、市町村・関係機関とともに、広報啓発活動、街頭活動を強化し、交通死亡事故抑止を図った。 ○ 第52回鳥取県交通安全県民大会を11月4日（水）、米子コンベンションセンターで開催し、交通安全気運の醸成を図った。（参加人員約250人） ○ 高齢運転者を対象とした参加・体験・実践型交通安全講習を東・中・西部地区の指定自動車学校において実施した。 <p>イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 「鳥取県安全運転装置等普及促進事業」を推進し、高齢運転者の交通事故防止対策及びあおり運転の抑止対策を講じた。</p> <p>ウ 成果及び効果 高齢者の死者数は8人（△12人）であり、前年から大幅に減少した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故件数</td> <td>805件</td> <td>628件</td> <td>昨年比 △ 177件</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>957人</td> <td>749人</td> <td>昨年比 △ 208人</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>31人</td> <td>17人</td> <td>昨年比 △ 14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故における高齢者の割合が加害者・被害者とも高く、被害・加害の両面からの交通事故抑止対策を強化する必要がある。 ○ 自転車事故の死傷者における高校生の割合が高いことから、高校生へのヘルメット着用促進を行うとともに、全年齢を対象とした自転車の交通ルールの周知を図るなど、自転車の安全利用の推進を図る必要がある。 						区分	R1	R2	備考	交通事故件数	805件	628件	昨年比 △ 177件	負傷者数	957人	749人	昨年比 △ 208人	死者数	31人	17人	昨年比 △ 14人
区分	R1	R2	備考																		
交通事故件数	805件	628件	昨年比 △ 177件																		
負傷者数	957人	749人	昨年比 △ 208人																		
死者数	31人	17人	昨年比 △ 14人																		

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	1,848 2,998	1,700 2,998			148 0
新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業	395,530 162,089	391,000 162,000			4,530 89
飲食業感染症防止対策緊急支援事業	106,000 38,793	106,000 38,000			0 793
新型コロナ克服緊急応援事業	487,460 297,100	484,000 297,000			3,460 100
新型コロナウイルス感染症対策事業（軽症者等宿泊療養運営事業）	200,747	200,747			0
将来ビジョン	—				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				
下段は新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費執行分（外数）					
（概要）					
ア 目的及び事業の実施状況					
（ア）目的					
① 徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業					
感染予防対策を実践するお店を協賛店として登録するとともに、より高度な感染予防対策に取り組む事業所に対しては新たな認証制度を創設し、エリア内の店舗で感染予防対策に取り組む「安心観光・飲食エリア」の普及推進を図ることで、安心して消費者が訪れる環境を創出し、需要喚起につなげる。					
② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業 他2事業					
事業継続のための鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例や業界作成のガイドラインを基に、事業者自らが感染予防対策に取り組む経費を助成するとともに、新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所が、継続して事業が行えるよう、応援金を支給する。					
③ 新型コロナウイルス感染症対策事業（軽症者等宿泊療養運営事業）					
新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状の方や軽症者について、宿泊施設等で安静・療養を行えるよう、居室を確保するとともに、宿泊療養に必要な備品等を整備する。					
（イ）事業の実施状況					
① 徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業					
○新型コロナ対策認証事業所					
・各種のガイドラインを遵守し、県が専門家の助言を得ながら感染対策の内容を確認した事業所を認証する制度、令和2年6月19日から開始。					
・認証事業所の拡大の取組みとして、エリア内で感染予防対策に取り組む「安心観光・飲食エリア」や業界団体へ認証取得の働きかけを実施。また、令和2年10月19日から業界団体等からの推薦制を廃し、事業者自身が申請する形とした。					
・令和3年2月、認証事業所が100店を超えたこと、新型コロナの感染状況が落ち着きを見せたことから、認証事業所の利用を促すキャンペーンを実施。					
○新型コロナウイルス感染予防対策協賛店					
・令和2年5月27日から事業者が感染予防対策に取り組むことを自ら宣言する制度として開始。					
・令和3年2月9日から事務所を対象とした「協賛オフィス」も追加。					
・令和2年10月から開始した「とっとりGoToEat」において、クーポンを利用可能な加盟店に対して協賛店の登録を義務付け。					
② 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業 他2事業					
○新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金（R2.6.1～R3.1.29）					
・県内に事業所を有する事業者に対して、衛生用品、換気設備、パーティション等の購入や設備工事について補助（補助率9/10）					
・1事業者20万円（複数事業所を有する場合は40万円）を上限					
○飲食店クラスター対策緊急補助金（R3.1.15～R3.3.15）					
・クラスター事例から見てきた課題に対応するため、県内に事業所を有する飲食店に対して換気設備、パーティション、二酸化炭素濃度計等の購入や設備工事について補助（補助率9/10）					

- ・ 1事業者20万円（複数事業所を有する場合は40万円）を上限
- 新型コロナ克服緊急応援金（R3.2.1～R3.3.31）
- ・ 県内に事業所を有するすべての事業者に対して、認証事業所及び認証取得に取り組む事業所が、継続して事業が行えるよう、1事業所あたり応援金10万円を支給。
- ・ 飲食店については令和3年5月末まで延長して実施。

③ 新型コロナウイルス感染症対策事業（軽症者等宿泊療養運営事業）

○受入対象者

PCR検査陽性であっても、症状がない（無症状病原体保有者）又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、原則として次の①から⑤までのいずれにも該当せず、現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院の継続が必要な状態ではないと判断した者※

- ①高齢者（原則65歳以上）
- ②基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
- ③免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④妊娠している者
- ⑤食物アレルギーのある方（弁当業者がアレルゲン除去食の調製ができないため）

※ 発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度 SpO2等の症状や診察、検査所見等を踏まえ、医師が総合的に判断する。

○宿泊療養施設の稼働状況

- ・ 東部（66室）
開所日 令和2年9月13日 延べ入所者数 8人
- ・ 西部（40室）
開所日 令和3年1月21日 延べ入所者数 5人
- ※中部（35室）は令和3年5月14日開所

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
特になし（令和2年度新規事業）

ウ 成果及び効果

- ・ 認証事業所の感染対策の内容を動画で紹介するページをとりネット内に開設。LINE公式アカウント等から発信を行い、事業者に対しては感染対策の参考に、利用者に対してはしっかりとした対策を行っている店舗という制度の趣旨を啓発した。
- ・ 月別の認証及び協賛店届出件数（4月13日現在）

年月	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	合計
認証件数	-	2	0	2	4	11	12	37	23	23	62	176
協賛店届出件数	136	1,027	607	835	279	388	178	157	274	3,002	4,922	11,805

エ 課題

- ・ 令和3年3月下旬からの第4波到来を受けて、令和3年4月、飲食店の認証取得促進を目指した応援金と補助金の制度を創設。飲食店の認証取得を促進するために認証の審査体制も外部委託化により強化し、更なる認証事業所の拡大を進めるよう準備を進めている。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
犯罪被害者等相談・支援事業	15,976	5,092			10,884
将来ビジョン	DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備				
令和新時代創生戦略	—				
政策項目	—				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>① 犯罪被害者等相談・支援事業 犯罪被害者等への理解を促進するため、県民を対象とした講演会や行政担当者等の研修を開催する。</p> <p>② 性暴力被害者支援連携事業 被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う「性暴力被害者支援センターとっとり」の取組への助成を通して、被害にあわれた方の心身の負担を可能な限り軽減し、より早期の心身の回復につなげていく。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>① 犯罪被害者等相談・支援事業</p> <p>○鳥取県被害者支援フォーラムの開催(とっとり被害者支援センター主催、県、県警及び性暴力被害者支援協議会共催) 犯罪被害者が安心して安全して暮らせる社会の実現を目指すため、被害者支援に関するフォーラムを主催する公益社団法人とっとり被害者支援センターに対し支援を行った。 開催日：令和2年11月27日、会場：倉吉未来中心 参加人員 約200人 内容：講演「性暴力の被害者も加害者も生まないために～今、私たちにできること～」、 講師：山本 潤 氏(一般社団法人Spring代表理事)、表彰 他</p> <p>○被害者支援を考える公開講座の開催(とっとり被害者支援センター主催、県及び県警共催) 犯罪被害者が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、被害者支援を考える公開講座を主催する公益社団法人とっとり被害者支援センターに対し支援を行った。 開催日：令和2年9月28日、会場：倉吉未来中心、参加人員 約40人 内容：講演「被害者遺族の声」、講師：佐藤 悦子 氏(交通犯罪被害者遺族) 講演「犯罪被害者等支援条例の必要性について」、講師：藤澤 由美子 氏(公益社団法人大分被害者支援センター)</p> <p>○街頭広報 公益社団法人とっとり被害者支援センター及び県警察とともにショッピングセンター敷地内でセンター及び講演会等の開催案内のチラシ・リーフレットなどを配布した。</p> <p>○犯罪被害者支援に係る研修会の実施 令和2年度犯罪被害者支援に係る研修会は新型コロナウイルス感染拡大により中止した。</p> <p>○市町村犯罪被害者等支援担当課(室)長会議(7/29) 各市町村の活動が充実するよう、担当課(室)長との情報共有等を図るための会議を開催した。</p> <p>② 性暴力被害者支援連携事業 被害にあわれた方の心身の負担を可能な限り軽減し、より早期の心身の回復を図るため、性暴力被害者支援センターととりの取組拡充に助成し、被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行った。</p> <p>○相談窓口の開設 性暴力被害者が直接相談することができる窓口を県内2カ所に設置し(平成29年1月13日)、その運営主体である鳥取県性暴力被害者支援協議会の活動を通して、県・関係機関・団体が連携して支援する取組を行った。</p>					

開設年月日	平成29年1月13日
設置運営主体等	鳥取県性暴力被害者支援協議会 ※鳥取県性暴力被害者支援連携ネットワーク検討準備会を平成28年11月17日に改組し結成。(鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県弁護士会、鳥取県臨床心理士会、鳥取県助産師会、鳥取県警察本部、鳥取県など) 支援機関の名称：性暴力被害者支援センターとっとり
設置場所	県内2カ所(鳥取市内、米子市内)
運営時間	電話相談：月・水・金10:00～16:00、18:00～20:00、火・木10:00～16:00(年末年始を除く。) 問合せ対応：平日9:30～17:00(年末年始を除く。)
支援内容	○支援員による相談対応、情報提供、支援のコーディネート ○医療的支援(産婦人科・精神科・外科・泌尿器科・歯科口腔外科・耳鼻咽喉科医療費支援) ○カウンセリング支援(カウンセリング費用支援) ○法的支援(弁護士費用支援)
協力医療機関	県内の産婦人科・精神科・外科・泌尿器科・歯科口腔外科・耳鼻咽喉科医療機関

○公開講座の開催(性暴力被害者支援協議会主催 Tottori Mama's 共催)

子どもを性暴力の加害者にも被害者にもしないためには、幼少期からの性教育が重要であることから、子どもと大人が性について一緒に学べる機会として、「からだ」と「こころ」のいきいきタイムを開催した。

開催日：令和2年9月28日、会場：鳥取市立図書館、参加人員 約30人

内容：(1) 助産師を交えての座談会、絵本の読み聞かせ 講師：平井 和恵 氏(助産師)

(2) サンドアートパフォーマンス上映会

演者：田村 祐子 氏(サンドアートパフォーマー)

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・県警、とっとり被害者支援センターと連携し、市町村における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等見舞金支給制度の制定への働きかけを行った。
- ・性暴力被害者支援センターの体制整備について、性暴力被害者支援協議会委員、事務局職員の意見を聞き、方向性について検討した。

ウ 成果及び効果

- ・令和2年度末に6町において犯罪被害者等支援条例が制定された。
- ・性暴力被害者支援センターの相談体制の拡充(24時間365日化)に向けて方向性が定まった。

エ 課題

- ・全市町村において犯罪被害者等支援条例が制定されるよう、市町村に対して引き続き働きかけを行っていく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
動物愛護センター機能支援事業	21,828				21,828
人と猫の共生社会推進対策事業	2,843				2,843
将来ビジョン	—				
令和麻時代創生戦略	—				
政策項目	—				
ア 目的及び事業の実施状況					
(ア) 目的 動物愛護及び動物の適正飼養を推進し、人と動物が共生する社会を実現する。					
(イ) 事業の実施状況					
・所有者のいない猫に対する繁殖制限措置 市町村が実施する所有者のいない猫の不妊去勢手術助成事業を支援。 実績：県助成単価 5 千円～10 千円（市町により異なる）計 484 頭（オス 172 頭、メス 312 頭）					
・飼い猫に対する繁殖制限措置 （公社）鳥取県獣医師会が実施する不妊去勢手術助成事業を支援した。 実績：補助単価 オス 2,000 円/頭 317 頭、メス 4,000 円/頭 447 頭					
(ウ) 公益財団法人動物臨床医学研究所との連携（動物愛護管理センター機能支援事業） 平成 25 年 9 月に公益財団法人動物臨床医学研究所が倉吉市に開所した動物保護施設「人と動物の未来センター“アミティエ”」に本県の動物愛護センター機能を委託し、アミティエと連携して、動物の譲渡及び動物愛護思想啓発を進めた。 ○委託実績額：19,109,750 円 ○アミティエへの譲渡数 犬 16 頭、猫 38 頭（うち、新しい飼い主へ譲渡した頭数は、犬 16 頭、猫 38 頭。※前年度に県から譲渡した犬猫を含む。） ○県が譲渡する動物への不妊去勢手術等 不妊去勢手術実績：犬 1 頭、猫 12 頭 猫のマイクロチップ埋込実績：14 頭 ○事業実績 年間アミティエ来場者 2,135 人（前年度 3,605 人）※コロナを受けて減少 譲渡会 12 回（4 月～3 月）、犬のしつけ教室・ペット無料相談 8 回 等 ※市民公開講座・動物愛護週間行事（R2.9.21）及び担当職員研修会はコロナ感染拡大を受け中止。					
イ 令和 2 年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 所有者のいない猫の不妊去勢手術助成事業に取り組む市町村を増やすため、市町村に継続的に働きかけた結果、年々取り組む市町村数が増加し、平成 30 年度以降は 18 市町村が補助制度を設けている。					
ウ 成果及び効果					
・動物愛護・適正飼養管理の普及啓発を図ることにより、処分される猫の頭数は減少した。 （※平成 30 年度から鳥取市が中核市となったため、数値は鳥取市分を除いたもの。）					
犬 殺処分頭数 6 頭（前年度 2 頭） 収容中死亡数 1 頭（前年度 1 頭）					
猫 殺処分頭数 23 頭（前年度 50 頭） 収容中死亡数 37 頭（前年度 55 頭）					
・犬猫の収容頭数は減少し、猫の返還譲渡率が向上した。 <動物の収容状況等>					
犬収容頭数 107 頭（前年度 116 頭） 犬返還・譲渡率 87.9%（前年度 103.4%） 猫収容頭数 237 頭（前年度 320 頭） 猫返還・譲渡率 68.4%（前年度 63.8%）					
エ 課題 犬猫の収容頭数及び処分頭数は減少傾向にあるが、更なる減少を図るため、引き続き県民に対する適正飼養、動物愛護の普及啓発を推進する必要がある。特に、所有者のいない猫を減少させ、処分頭数及び苦情相談件数を減少させるため、野良猫の不妊去勢手術（TNR）や地域猫活動などの繁殖制限対策や、室内飼養を推進する必要がある。					

6 決算資料
一般会計(歳入)

(単位:円)

区分	科目	予算			現額		計	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	繰越費及び繰越事業費繰越財源充当額	繰越費及び繰越事業費繰越財源充当額							
	行政財産使用料	0	0	0	0	0	89,114	89,114	0	0	0	
	衛生手数料	63,756,000	3,577,000	0	0	67,333,000	66,161,560	66,161,560	0	0	0	
	農林水産手数料	126,000	0	0	0	126,000	21,300	21,300	0	0	0	
	商工手数料	2,317,000	0	0	0	2,317,000	2,633,270	2,633,270	0	0	0	
歳	総務費国庫補助金	0	0	0	0	0	499,997,000	499,997,000	0	0	0	
	民生費国庫補助金	4,162,000	0	0	0	4,162,000	5,092,000	5,092,000	0	0	0	
入	衛生費国庫補助金	18,368,000	1,411,318,000	0	0	1,429,686,000	1,237,435,195	1,237,435,195	0	0	0	
	農林水産業費国庫補助金	159,000	0	0	0	159,000	159,000	159,000	0	0	0	
	衛生費委託金	190,000	0	0	0	190,000	190,820	190,820	0	0	0	
	雑入	500,000	0	0	0	500,000	574,778	574,778	0	0	20	
	合計	89,578,000	1,414,895,000	0	0	1,504,473,000	1,812,354,037	1,812,354,017	0	0	20	

一般会計(歳出)

(単位:円)

区分	科目	予算			現額		計 A	支出済額 (決算額) B	支出済額の内訳		翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	繰越費及び繰越事業費繰越額	予備費 支出及び 流用増減	本庁			出納機関				
	一般管理費	0	0	0	513,083,800	513,083,800	501,063,137	501,063,137	0	0	0	12,020,663	
	諸費	0	0	0	60,000	60,000	60,000	60,000	0	0	0	0	
	交通対策費	12,951,000	-999,000	0	0	11,952,000	10,279,791	10,230,951	48,840	0	0	1,672,209	
	社会福祉総務費	19,000,000	0	0	996,010	19,996,010	18,914,921	18,914,921	0	0	0	1,081,089	
歳	予防費	43,988,000	2,283,000	0	0	46,271,000	33,828,330	27,382,905	6,445,425	0	0	12,442,670	
	食品衛生指導費	83,263,000	-20,900,000	0	0	62,363,000	52,831,432	41,463,642	11,367,790	0	0	9,531,568	
出	環境衛生連絡調整	21,756,000	1,411,401,000	0	0	1,433,157,000	1,210,171,896	1,206,555,632	3,616,264	10,000,000	10,000,000	212,985,104	
	農作物対策費	500,000	0	0	0	500,000	111,800	44,000	67,800	0	0	388,200	
	肥料植物防疫費	500,000	0	0	0	500,000	218,445	218,445	0	0	0	281,555	
	計量検定費	2,817,000	0	0	0	2,817,000	2,663,830	2,663,830	0	0	0	153,170	
	合計	184,775,000	1,391,785,000	0	514,139,810	2,090,699,810	1,830,143,582	1,808,597,463	21,546,119	10,000,000	10,000,000	250,556,228	

7 事業別実施状況調べ

事業名	予算現額				計 A	支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行 率 B/A	事業計画と実績・成果、 不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出及び 流用増減						
(主) 新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費 一般管理費	0	0	0	513,000,000	513,000,000	500,979,337	0	12,020,663	0.98	
諸草	0	0	0	83,800	83,800	83,800	0	0	1.00	職員一名分の赴任旅費。
目計	0	0	0	60,000	60,000	60,000	0	0	1.00	
(交通対策費)	0	0	0	513,143,800	513,143,800	501,123,137	0	12,020,663	0.98	
(主) 交通安全対策推進事業	6,942,000	0	0	147,400	7,089,400	6,495,311	0	594,089	0.92	主な事業に関する調べのとおり。 交通安全対策推進事業より147,400円流用。
交通事故相談所運営事業	590,000	0	0	△ 147,400	442,600	120,947	0	321,653	0.27	別紙のとおり。 不用額の理由：新型コロナウイルス感染拡大により、相談員の県 外研修が中止になり、旅費が不要となったため。 交通安全対策推進事業へ147,400円流用。
(主) 支え愛交通安全総合対策事業	5,419,000	△ 999,000	0	0	4,420,000	3,663,533	0	756,467	0.83	主な事業に関する調べのとおり。
目計	12,951,000	△ 999,000	0	0	11,952,000	10,279,791	0	1,672,209	0.86	
(社会福祉総務費)	16,972,000	0	0	△ 90,000	16,882,000	15,975,966	0	906,034	0.95	主な事業に関する調べのとおり。 犯罪のないまちづくり普及啓発事業へ90,000円流用。
(主) 犯罪被害者等相談・支援事業	2,028,000	0	0	1,086,010	3,114,010	2,938,955	0	175,055	0.94	別紙のとおり。 犯罪被害者等相談・支援事業より90,000円、職員人件費（社会福 祉総務費）より996,010円流用。
目計	19,000,000	0	0	996,010	19,996,010	18,914,921	0	1,081,089	0.95	
(予防費)	28,403,000	△ 965,000	0	0	27,438,000	21,828,440	0	5,609,560	0.80	主な事業に関する調べのとおり
(主) 動物愛護センター機能支援事業	12,082,000	△ 1,252,000	0	0	10,830,000	7,917,274	0	2,912,726	0.73	くらしの安心推進課の啓発事業、各事務所の管理を適切に実施し た。また、県収用犬猫の譲渡推進及び動物愛護啓発活動を推進し た
動物愛護管理推進事業	3,503,000	0	0	0	3,503,000	2,842,616	0	660,384	0.81	主な事業に関する調べのとおり
(主) 人と猫の共生社会推進対策事業	0	4,500,000	0	0	4,500,000	1,240,000	0	3,260,000	0.28	不用額の理由：コロナ患者のベット預かり希望が想定より少な かったため
ペット一時預かり体制整備事業	43,988,000	2,283,000	0	0	46,271,000	33,828,330	0	12,442,670	0.73	
目計	26,577,000	△ 500,000	0	44,300	26,121,300	24,395,145	0	1,726,155	0.93	食肉衛生検査所管理運営事業より44,300円流用。衛生環境研究所 で12,742,478円執行。別紙のとおり。
(食品衛生指導費)	38,341,000	△ 20,400,000	0	88,600	18,029,600	12,043,542	0	5,986,058	0.68	食肉衛生検査所管理運営費より88,600円流用。別紙のとおり。
食品衛生指導事業	14,129,000	0	0	△ 3,080,745	11,048,255	9,595,883	0	1,452,372	0.87	食品衛生指導事業へ44,300円、食の安全・安心HACCP（ハサップ） 推進事業へ88,600円、くらしの安心推進課管理運営事業へ 2,947,845円流用。
(主) 食の安全・安心HACCP（ハサップ）推進事業	4,216,000	0	0	2,947,845	7,163,845	6,796,862	0	366,983	0.95	食肉衛生検査所管理運営事業より2,947,845円流用。
食肉衛生検査所管理運営事業	83,263,000	△ 20,900,000	0	0	62,363,000	52,831,432	0	9,531,568	0.85	
目計	83,263,000	△ 20,900,000	0	0	62,363,000	52,831,432	0	9,531,568	0.85	

(単位：円)

事業名	予算現額				支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行 率 B/A	事業計画と実績・成果、 不用額の理由等
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出及び 流用増減 計 A					
生活衛生向上推進事業 (環境衛生連絡調整費)	19,671,000	△ 1,035,000	0	18,636,000	17,975,338	0	1,260,662	0.93	別紙のとおり
温泉資源保全利用推進事業	1,585,000	0	0	1,585,000	1,162,590	0	422,410	0.73	別紙のとおり
民泊適正化指導事業	500,000	0	0	500,000	48,738	0	451,262	0.09	不用額の理由：標準事務費の節減
(主) 新型コロナウイルス感染症対策事業（軽症者等 宿泊療養運営事業）	0	399,436,000	0	399,436,000	200,746,982	0	198,689,018	0.50	医療政策課で942,651円執行。 不用額の理由：中部地区の宿泊療養施設開設に至らなかったため
(主) 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策推進事業	0	410,000,000	△ 6,000,000	404,000,000	395,530,291	0	8,469,749	0.98	健康政策課で3,080,000円執行。飲食業感染症防止対策緊急支援事業へ6,000,000円流用。
(主) 徹底した感染拡大予防対策による安心創出事業	0	3,000,000	0	3,000,000	1,848,061	0	1,151,939	0.62	SDGs推進課で984,341円執行。 不用額の理由：安心観光・飲食エリア推進団体支援が想定より少なかつたため
(主) 飲食業感染症防止対策緊急支援事業	0	100,000,000	6,000,000	106,000,000	106,000,000	0	0	1.00	新型コロナウイルス感染症拡大予防対策推進事業より、6,000,000円流用。
(主) 新型コロナウイルス克服緊急対応事業	0	500,000,000	0	500,000,000	487,459,936	10,000,000	2,540,064	0.97	
目計	21,756,000	1,411,401,000	0	1,433,157,000	1,210,171,896	10,000,000	212,985,104	0.84	
(農作物対策費)	500,000	0	0	500,000	111,800	0	388,200	0.22	別紙のとおり。 不用額の理：新型コロナウイルス感染症拡大に伴い立ち入り検査回数が増えたため
目計	500,000	0	0	500,000	111,800	0	388,200	0.22	
(肥料種物防疫費)	500,000	0	0	500,000	218,445	0	281,555	0.44	別紙のとおり。 不用額の理：新型コロナウイルス感染症拡大に伴い農業監視回数が増えたため
農業資材適正使用推進対策事業	500,000	0	0	500,000	218,445	0	281,555	0.44	
目計	500,000	0	0	500,000	218,445	0	281,555	0.44	
(計量検定費)	2,817,000	0	0	2,817,000	2,663,830	0	153,170	0.95	別紙のとおり。
目計	2,817,000	0	0	2,817,000	2,663,830	0	153,170	0.95	
合計	184,775,000	1,391,785,000	0	2,090,699,810	1,830,143,582	10,000,000	250,556,228	0.88	

8 予備費の充用調べ
該当なし

9 繰越関係調べ
(1) 継続費運次繰越調べ
該当なし

(2) 繰越明許費調べ

(単位：円)

科目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				繰越理由	
				特定財源		未収入財源			一般財源
				国庫	その他	国庫	その他		
環境衛生連絡調整費	新型コロナウイルス感染症 緊急応援事業	500,000,000	10,000,000	0	0	6,000,000	0	4,000,000	事業期間が十分に確保できず、 年度内完了が困難であったため。
合計		500,000,000	10,000,000	0	0	6,000,000	0	4,000,000	

(3) 事故繰越調べ
該当なし

10 収入証紙取扱調べ

(有) ・ 無

11 現金の取扱状況
(1) 現金取扱状況

(令和3年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
商工手数料	894,500	553	計量器検定手数料
合計	894,500	553	

(2) つり銭の状況

つり銭の有無	無	つり銭の額(円)
--------	---	----------

(令和3年3月31日現在)

1 2 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和3年 3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政 財産	食肉衛生 検査所	大山町小竹 1291-7	1,483.53	4,809,507	増加	R				1,483.53	4,809,507		
					減少	R							
	クワンター 検査場	倉吉市広栄町 900-17	104.30	1,481,060	増加	R				104.30	1,481,060		
					減少	R							
	計量センター	鳥取市若葉 台南7丁目7	2,171.11	50,586,000	増加	R				2,171.11	50,586,000		
					減少	R							
西部計量センター	境港市誠道町 94	2,045.60	19,420,679	増加	R				2,045.60	19,420,679			
				減少	R								
鳥取保健所 犬管理所	鳥取市松並町 3丁目139-4	452.00	不明	増加	R				452.00	不明			
				減少	R								
倉吉保健所 犬管理所	倉吉市見日町 99	1,237.86	不明	増加	R				1,237.86	不明			
				減少	R								
計			7,494.40	76,297,246					7,494.40	76,297,246			

イ 建物

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)	価額 (円)	
行政財産	食肉衛生検査所	大山町小竹1291-7	699.28	不明	増加	R					699.28	不明	地方機関報告
					減少	R							
行政財産	クワンター検査場	倉吉市広栄町900-17	32.40	不明	増加	R					32.40	不明	
					減少	R							
行政財産	計量センター	鳥取市若葉台南7丁目7	189.00	不明	増加	R					189.00	不明	
					減少	R							
行政財産	西部計量センター	境港市誠道町94	81.50	29,838,240	増加	R					81.50	29,838,240	
					減少	R							
行政財産	鳥取保健所犬管理所	鳥取市松並町3丁目139-4	110.89	42,457,630	増加	R					110.89	42,457,630	
					減少	R							
行政財産	倉吉保健所犬管理所	倉吉市見日町99	96.00	97,778,000	増加	R					96.00	97,778,000	
					減少	R							
行政財産	米子保健所犬管理所	米子市東福原1丁目1-45	120.48	59,897,450	増加	R					120.48	59,897,450	
					減少	R							
行政財産	日野保健所犬管理所	日野町根雨	9.50	715,000	増加	R					9.50	715,000	
					減少	R							
計			1,339.05	230,686,320							1,339.05	230,686,320	

ウ 山林 該当なし
 エ 不動産売却等 該当なし
 オ 財産の交換 該当なし
 カ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機） 該当なし
 キ 物件 該当なし
 ク 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等） 該当なし
 ケ 有価証券 該当なし

コ 出資による権利

(令和3年3月31日現在)

区 分	前年度末 (数量、金額)	本 年 度 中		本年度末 (数量、金額)	法 人 名	備 考	
		増	減				
出捐金	600,000,000円			600,000,000円	公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生 協会	平成3年度 平成4年度	10,000,000円 590,000,000円
出資金	2,000,000円			2,000,000円	公益財団法人 鳥取県生活衛生営 業指導センター	昭和58年度	2,000,000円
合 計	602,000,000円			602,000,000円			

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
30枚	0枚	0枚 0円	30枚

(3) 基 金 該当なし

(4) 債 権

(令和3年3月31日現在)

債権の名称	前 年 度 末		本 年 度 中				本 年 度 末		備 考
	金 額	件 数	増		減		金 額	件 数	
			金 額	件 数	金 額	件 数			
行政財産 使用料	30,000円	3	12,000	1	15,000円		27,000円	4	くらしの安心推進課
	12,000円	2			4,500円		7,500円	2	中部総合事務所生活環境局
合 計	42,000円	5	12,000円	1	19,500円		34,500円	6	

1 3 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先		備考
							単価	本年度の貸付(使用)料	住氏名	氏名	
行政財産	使用許可	境港市誠道町94	電柱4本	H29. 3. 23	H24. 4. 1	H29. 4. 1～ R4. 3. 31	月額・ <u>年額</u>	6, 000	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話(株)		
行政財産	使用許可	境港市誠道町94	電柱4本 支線1条	H29. 3. 23	H13. 4. 1	H29. 4. 1～ R4. 3. 31	月額・ <u>年額</u>	7, 500	米子市加茂町2-51 中国電力ネットワーク(株)		
行政財産	使用許可	境港市誠道町94	電柱2本	R2. 3. 12	H17. 4. 1	R2. 4. 1～ R7. 3. 31	月額・ <u>年額</u>	3, 000	米子市河崎610 (株)中海テレビ放送		
行政財産	使用許可	倉吉市広栄町900-17	電柱1本	H30. 2. 2	H30. 3. 1	H30. 3. 1～ R4. 3. 31	月額・ <u>年額</u>	1, 500	倉吉市駄経寺245-6 中国電力ネットワーク(株)		
計								18, 000			
合計								18, 000			

イ 建物 該当なし

(2) 物品 (1品の取得価格が100万円以上のもの及び春附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

1 4 借受不動産明細調べ 該当なし

1 5 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

1 6 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

1 7 備品の処分状況調べ 該当なし

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有

・ 無

(2) 物品確認の実施状況

有

・ 無

19 貸付金等状況調べ

該当なし

○意見、要望等

特になし

[交通対策費]

＜交通事故相談所運営事業＞

交通事故被害者等の救済を行うため、交通事故相談所（鳥取及び米子の2か所）を運営した。
 （平成22年度末で倉吉相談所を廃止。予約制で鳥取又は米子から出張相談（計4件）を実施。）

相談所	相談件数	相談方法（内訳）			相談内容		
		面談	電話	文書	賠償問題	更正問題	その他
鳥取	121[151]	50[63]	71[88]	0[0]	105[130]	0[2]	16[19]
米子	71[90]	47[58]	24[32]	0[0]	50[70]	0[0]	21[20]
計	192[241]	97[121]	95 [120]	0[0]	155[200]	0[2]	37[39]

[]内は前年度の件数

[社会福祉総務費]

＜犯罪のないまちづくり普及啓発事業＞

ア. 県民の総合的防犯意識啓発の推進

盗難防止の日（10月6日、10月7日）に、関係団体と連携しリーフレット等を活用した街頭啓発活動を行うなど、県民の防犯意識の醸成を図った。ロックの日（6月9日）の街頭啓発活動は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止になった。

イ. 地域安全フォーラム（県防犯連合会主催、県及び県警共催）

令和2年度地域安全フォーラムは新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止になった。

ウ. 防犯リーダー研修会

地域における防犯活動を主導的に推進していく防犯リーダーを養成することを目的に、有識者による講演等、専門的知識の習得に向けた研修会を開催した。

開催日・日時 令和2年10月17日（土）鳥取県庁講堂（鳥取市東町1丁目220）

中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）

令和2年10月18日（日）西部総合事務所講堂（米子市糀町1丁目160）

内 容 ・講演「地域防犯力・子ども防犯力UP 作戦～子どもを見守る地域の目の創り方～」

講師 坂本 一成 氏（NPO 法人安全安心まちづくり研究会）

・講演「子どもの見守りに関する講話」

講師 鳥取県警察 職員

エ. 優良防犯施設の認定の促進

防犯性の高い施設の普及を図るため、共同住宅、深夜小売業店舗等を対象として、鳥取県優良防犯施設の認定を推進した。（令和2年度末認定施設92施設）

オ. 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

犯罪のないまちづくり推進計画（第5期）の進捗・施策の取組状況について書面で調査審議した。

カ. 青色防犯パトロール活動促進

青色防犯パトロール活動の実施時においてパトロール車両に必要な装備品として義務づけられている「青色回転灯」と「広報用マグネットシート」を民間の活動団体に支給した。（12団体の車17台に対し、回転灯16個、マグネットシート33枚を提供）※うち1台についてはマグネットシートのみ提供。

＜鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業＞

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置及び既設の防犯灯からの更新を促進し、星空や環境に優しいLED防犯灯の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的として、LED防犯灯新設・更新に要する経費について市町村に対し補助金を交付した。

○補助率 1/4

○令和2年度実績

市町村	補助金額	設置数	市町村	補助金額	設置数
鳥取市	3,822千円	1066	湯梨浜町	612千円	106
米子市	1,083千円	346	北栄町	78千円	8
倉吉市	1,093千円	188	日吉津村	61千円	16
境港市	50千円	8	大山町	989千円	81
岩美町	318千円	93	南部町	122千円	21
若桜町	87千円	15	伯耆町	114千円	28
八頭町	18千円	5	日南町	61千円	16
三朝町	103千円	22	日野町	12千円	2
合計			16市町	8,623千円	2,021

[食品衛生指導費]

<食品衛生指導事業>

1 監視指導

許可営業施設並びに許可不要営業施設の監視指導を実施し、施設の改善と衛生管理の向上に努めた。食品衛生監視員の年間監視目標回数に対する目標達成率は83.5%であった。

【監視指導状況】

監視指導目標回数 (A)	監視指導回数 (B)	目標達成率 (B/A*100)
4,866	4,062	83.5%

2 営業許可

食品衛生法第52条に基づく営業許可（新規及び更新）について、施設の事前調査を行い許可した。

(単位：件)

総合事務所	中部	西部	計
許可件数	531	1,453	1,984

3 収去検査

食品等による危害防止を目的として、食品・添加物等を収去し、細菌数、異物混入、添加物の使用等について検査を実施し、不良食品の発見に努めた。

【収去検査の結果】

(単位：件)

収去検体数 (実数)	241	備考
違反検体数 (実数)	0	規格基準違反等
違反検体数 (実数)	0	食品表示違反
衛生規範不適合数 (実数)	3	細菌数の超過等

(注) 「衛生規範」とは、食品による衛生上の危害の発生を防止するため、微生物の制御を中心に取扱い等の目標を示したものである。(法違反には該当しない。)

(1) 残留農薬検査

残留基準が定められている県内農産物29検体、輸入農産物等7検体について検査を実施したが、いずれも基準値を下回っていた。

(2) 抗生物質・合成抗菌剤

畜産業で使用される動物用医薬品、飼料添加物等の食品への移行防止を目的として、食肉31検体について検査を実施したが、検出されたものはなかった。

4 食品汚染物質の検査

(1) 水銀検査

暫定的規制値が定められている魚介類9検体について検査を実施したが、暫定基準値を超えたものはなかった。

5 食中毒の予防

食中毒の発生しやすい施設について、重点的な監視指導を実施するとともに、食品等の収去検査を実施するなど、食中毒の発生防止に努めた。

また、食中毒注意報の発令、食中毒予防のしおりの作成等広報活動を積極的に行う一方で、食品関係事業者及び消費者を対象として各種の衛生講習会を開催した。

【食中毒発生状況】

区分	発生件数	患者数	死者数	食中毒注意報発令回数
平成31年	5	34	0	8 (36日間)
令和2年	8	56	0	7 (41日間)

6 一般社団法人鳥取県食品衛生協会への補助金

食品衛生の普及、向上を図るため、一般社団法人鳥取県食品衛生協会が実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付した。

7 ふぐ処理師試験及び免許証交付等

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例に基づくふぐ処理師試験を実施するとともに、合格者には、申請によりふぐ処理師免許証を交付した。

また、営業施設に対して、同条例に基づくふぐ取扱営業を認証し、認証書を交付した。

【令和2年度ふぐ処理師試験実施状況等】

受験者数	合格者数	免許交付件数
7	7	7

<調理師免許等登録事業>

調理師法第3条の2に規定される調理師試験を公益社団法人調理技術技能センターに委任し実施した。

また、試験合格者及び調理師養成施設卒業者に対して、申請により調理師免許証を交付した。

【令和2年度調理師試験実施状況】

受験者数	合格者数	新規交付
160	110	91

<食肉衛生検査所管理運営事業>

食肉衛生検査所において、と畜検査を実施し、食肉の安全確保に努めた。

判定の困難な症例に対しては、さらに細菌検査、病理検査、理化学検査等の精密検査を併せたと畜検査を実施した。

(1) と畜検査状況

年度	牛	馬	とく	豚	めん羊	山 羊	合 計
H30	6,035	1	7	83,370	10	3	89,426
H31	5,755	0	7	80,808	9	3	86,582
R2	5,739	0	5	78,190	0	13	83,947

(2) 病畜検査状況（再掲）

年度	牛	馬	とく	豚	めん羊	山 羊	合 計
H30	645	1	6	1	0	0	650
H31	675	0	1	1	0	0	677
R2	616	0	5	2	0	1	624

(3) 精密検査状況

年度	精密検査頭数	精 密 検 査 件 数					合 計
		顕微鏡検査	培養検査	病理組織検査	理化学検査	動物試験	
H30	396	1,125	2,427	443	63	0	4,058
H31	389	628	1,694	469	117	0	2,908
R2	294	148	790	205	88	0	1,231

<県民による食の安全・安心推進事業>

食の安全推進会議

有識者、生産者、食品事業者、消費者で構成する鳥取県食の安全推進会議を設置し、食品に関する様々な立場からの情報や意見の交換を基に、食品衛生監視指導計画を作成し、施策に反映した。

	第1回	第2回	第3回
開催日	令和2年7月3日	令和3年1月25日書面開催	令和3年3月9日書面開催
内容	前年度の結果報告、本年度の計画等の説明、改正食品衛生法の概要説明、コロナ渦における食品衛生行政の対応状況報告 出席委員：10名／12名	次年度監視指導計画（案）への意見徴収 出席委員：12名／12名	次年度監視指導計画パブコメ結果及び最終案の報告 出席委員：12名／12名

[環境衛生連絡調整費]

＜生活衛生向上推進事業＞

(環境衛生行政費)

1 生活衛生関係営業の許可について

(1) 生活衛生関係営業を行う施設に対して営業許可又は検査確認を行った。

○生活衛生関係営業施設の営業許可(届出)件数

区分	理容所	美容所	出張理容	出張美容	興行場	旅館	公衆浴場	クリーニング所	合計
営業許可(届出)件数	3	32	3	22	0	16	4	10	90

(注1) 興行場、旅館、公衆浴場は許可、理容所、美容所、クリーニング所は届出。

2 クリーニング師試験について

(1) クリーニング業法に係る資格試験を実施し、合格者に免許証を交付した。

ア 令和2年度クリーニング師試験の実施状況

区分	実施日	受験者数	合格者数	合格率
クリーニング師試験	令和2年11月12日	9人	4人	44.4%

イ 免許証交付件数(再交付含む)

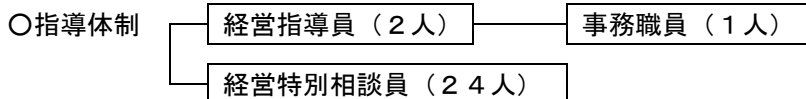
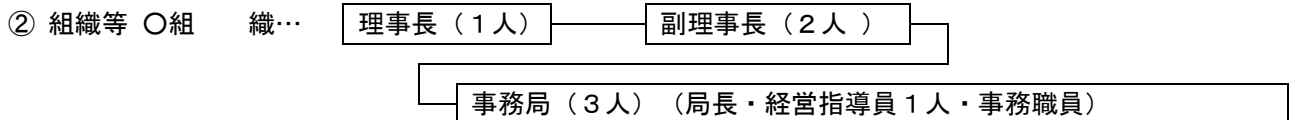
区分	件数
免許証交付	4
免許証再交付	2

3 生活衛生関係営業の振興等について

(公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター)

生活衛生関係営業の形態は中小零細企業が多く、公衆衛生を向上・増進させるためには、経営の近代化、合理化等を図ることが重要であり、営業者に各種相談等の事業を実施している(公財)鳥取県生活衛生営業指導センターの指導業務の強化を図った。

- ① 設立 ○法人設立許可 平成24年3月21日(財団法人としては昭和59年2月15日)
 ○基本財産 452万円(県200万円、各生活衛生同業組合252万円)
 ○事務所の所在地 鳥取市松並町2丁目160



- ③ 業務 ○衛生施設の改善向上に関する指導 ○講習会、講演会等の開催
 ○経営相談(巡回指導、窓口相談、地区相談室) ○情報の収集及び提供
 ○消費者の苦情処理 ○小企業等設備改善資金融資の指導
 ○標準営業約款の登録 ○分野調整に係る情報の収集及び調整
 ○鳥取県生衛業振興事業

- ④ 助成 <公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター補助金>
 ○補助額 15,439,900円
 ○補助内容 人件費 11,689,900円 事業費 3,750,000円

4 生活衛生営業発展功労者に対する知事表彰

多年にわたり、各生活衛生関係業界の指導者として業界の育成指導に当たり、広く公衆衛生思想の普及向上及び増進に寄与し、生活衛生営業の発展について功績が顕著であった者4名に対して知事表彰を行った。

(生活衛生営業振興事業費)

生活衛生関係の営業者は自主的に衛生措置の基準を遵守し、施設の改善向上を図るためにそれぞれの業種毎に生活衛生同業組合が組織されている。県は、このように組織された組合が行う事業、及び前述の(公財)鳥取県生活衛生営業指導センターが行う事業のうち後継者育成事業、組合員資質向上事業等(生活衛生関係営業の振興のための事業)に対し助成を行い、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図り、もって消費者の利益の保持の達成に努めた。(例年3組合、1センターの計4団体に対して助成しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で補助対象事業が実施できなかった組合があったため、2組

合、1センター計3団体に対して助成。なお、助成対象となった2組合、1センターにおいても感染症の影響で事業縮小しており、申請額が見込みよりも少額であった。）

○ 助 成 <鳥取県生活衛生営業振興事業補助金>（2組合+1センター総計）
○ 補助額 97,727円

（公衆浴場確保対策費市町村補助事業）

自家風呂の普及に伴う利用者の大幅な減少、施設の老朽化により、経営上の諸条件が悪化する中にあって、原油価格の高騰がさらに打撃を与え、浴場経営は厳しい状況が続いている。県は、地域住民の保健衛生維持に不可欠な一般公衆浴場の適正な運用を確保するため、市町村と協力して次のような補助事業を実施した。

<事業内容>

年間200日以上営業した公衆浴場に対し市町村が補助金を交付した場合に、運営及び利用促進の事業に係る経費については1浴場当たり500千円を限度としてその1/2を、省エネルギー対策を実施するための施設整備に係る経費については1浴場当たり2,000千円を限度としてその1/4を市町村に補助する。

○ 補助額 運用 利用 促進 経費 1,250,000円(250,000円×5施設)
省エネルギー対策施設整備費 0円
合 計 1,250,000円

（特定建築物環境衛生事業費）

1 特定建築物指導事業

特定建築物の衛生水準を確保するため、一定規模以上のビル所有者等に対して法令により規定された建築物環境衛生管理基準等を遵守させるよう指導・助言を行うとともに、建築物清掃業等の知事登録事業所に対しては、業務を受託している建築物の衛生水準の確保に積極的に努めるよう普及啓発を行った。

（1）特定建築物届出状況、管理技術者選任状況

特定建築物の総数 (A)	届出状況		管理技術者選任状況			
	届出済数 (B)	届出率 (B)/(A)	選任済 (C)	選任率 (C)/(B)	未選任 (D)	未選任率 (D)/(B)
123	123	100%	122	99.2%	1	0.8%

（2）建築物清掃業等知事登録状況

ア 令和2年度末現在の登録状況

建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみこん虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業	合計
22	3	1	28	4	11	9	78

イ 登録証明書交付件数

建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみこん虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業	合計
2	0	0	0	1	1	0	0	4

2 ねずみ、昆虫駆除指導等について

近年の都市化現象等に伴い、住民から衛生害虫、特に不快害虫の駆除相談等を受け助言を行った。

<温泉資源保全利用推進事業>

温泉資源の保護・利用の促進に必要な基礎資料とするため、県中部地域の60源泉において温泉成分の調査を実施するとともに、温泉の掘削・増掘、動力装置、温泉採取及びガス濃度の確認等の監視・指導を行った。

【温泉掘削許可等の件数】

項目	温泉の掘削	ゆう出路の増掘	動力装置	温泉採取	ガス濃度の確認	温泉利用
件数	0	0	0	0	1	12

[農作物対策費]

<わかりやすい食品表示推進事業>

- 1 食品表示に係る立入検査等
各総合事務所で食品表示に係る相談対応・指導を行い、不適正表示62件について適正化を指導した。
- 2 景品表示法に係る指導等
事業者等から相談のあった景品表示法に関する18件の相談について指導・助言を行った。
- 3 米トレーサビリティ法に係る立入検査等
米・米加工品を取り扱う事業者等に対して、米トレーサビリティ法に基づく取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達について指導を行うこととしていたが、新型コロナウイルスの影響により未実施。

[肥料植物防疫費]

<農業資材適正使用推進対策事業>

- 1 農薬の危害防止に係る普及啓発
6月から8月の農薬危害防止運動期間中に、農業関係団体、医療機関等にポスター、冊子等を配布して農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底等について普及啓発を行った。
- 2 農薬販売店の立入検査等
農薬販売店2件の立入調査を行い、管理不備等2件について改善指導を行った。
- 3 肥料の登録等
普通肥料0件の新規登録及び3件の登録更新を行うとともに、特殊肥料生産届、肥料販売開始届等の受理手続きを行った。

[計量検定費]

<計量検定事業>

計量法による計量器の検定・検査等の実施

- 1 計量器の検定 1,467個

内訳

タクシーメーター	質量計	燃料油メーター	LPガスメーター	ア和ト [®] 型圧力計
607	3	357	7	493

- 2 計量器定期検査（取引証明用はかり及びおもりの検査）
検査計量器数 992個（うち不合格数8個）
検査おもり数 355個（うち不合格数0個）

- 3 計量取締り

（1）計量器の立入検査

質量計	9個
燃料油メーター	473個
LPガスメーター	2個
電気メーター	8個
水道メーター	3個

（2）商品量目の立入検査

内容量表記商品	116個
---------	------

- 4 計量事業登録等（令和3年3月31日現在）
計量器販売事業 122事業所
計量器修理事業 23事業所
計量証明事業 42事業所
計 187事業所